

## 監 査 公 表

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が固定資産評価審査委員会事務局からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月8日

高知市監査委員 細川 哲也  
 高知市監査委員 金子 努  
 高知市監査委員 長尾 和明  
 高知市監査委員 浜口 佳寿子

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

## 記

指摘事項	措置状況
<p>固定資産評価審査委員会事務局</p> <p>1 委員報酬に係る源泉徴収税額の算定を適正にしていないもの</p> <p>固定資産評価審査委員会委員報酬に係る源泉徴収税額について、算定を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>当該報酬は月ごとに支給されているものであるにもかかわらず、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」を用いて源泉徴収税額を過大に算定しているものである。</p> <p>所得税法第185条によれば、源泉徴収税額は、月ごとに支給されているものであれば「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」を用いて算定することとされている。</p> <p>委員報酬に係る源泉徴収税額の算定については、同法に基づき適正に行われたい。</p>	<p>固定資産評価審査委員会事務局</p> <p>1 委員報酬に係る源泉徴収税額の算定を適正にしていないもの</p> <p>本市の固定資産評価審査委員会委員報酬は、各委員の会議への出席回数に応じ、前月の出席分をまとめて翌月に支給してきました。</p> <p>委員報酬の支給における源泉徴収税率の適用に当たっては、報酬並びに費用弁償条例において1回当たりの報酬金額が規定されていることから、国が定めた「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」を用いて算定してきました。</p> <p>令和4年度定期監査で指摘を受け、税務署に照会したところ、本市のように月でまとめて報酬を支給する場合は、源泉徴収税率は「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」を適用する、との回答をいただいたことから、令和5年度以降は月額表を用いることに改めました。</p> <p>なお、過去に過大に源泉徴収した税額については、人事課と税務署が協議を行い、委員全員に聞き取り調査の上で、過去5年間で確定申告をしていない年度があった委員3名に対し、還付手続を行いました。</p>